

第七章 たたら製鉄業における

山内の人口動態と山内「掟」

相良 英輔

一 田部家のたたら製鉄業

雲南市吉田町の田部家は、近世松江藩を代表するたたら製鉄業者であり、近世後期に鉄師頭取の制度ができてから一貫して頭取役を務めていた。鉄師頭取役の成立時期は明らかでないが、現在史料上で明らかになっているのは、宝暦五年（一七五五）であり、櫻井家と同時に鉄師頭取役についている。

その田部家が近世のいつごろからたたら製鉄業をはじめたかは明らかではないが、吉田町木ノ下に金屋子神社があり、田部家はこの近辺でたたら製鉄業を始めたと推測される。木ノ下には田部家の墓があり、その墓の最も古いものは、承応二年（六五三）である。この時期、田部家がたたら製鉄業を始めていったことは十分推測できる。その田部家がいつごろたたら的大量生産体制を確立していったかを明らかにすることは、重要である。すなわち、たたら的大量生産体制が確立さ

れる時期と、たたらの特長労働者の成立、ひいては彼らの居住地である山内の成立時期とは連動するからである。そして大量生産体制の確立と山内の成立によって、製炭業、砂鉄採取業、鉄を消費地へ運ぶ運輸業など幅広い生業が盛んになり、山間地は多くの人口を抱えるようになったといえる。

田部家のたたら製鉄業については、まだ史料の全面公開がなされていないため、ほとんど明らかになっていない。したがって周辺資料によって推測していかざるを得ないが、一部公開された史料などによってその実態にせまってみよう。

田部家のたたら製鉄業に関する金屋子神社は吉田町の木ノ下にあるが、鉄の道文化圏推進協議会編『金屋子神信仰の基礎的研究』によると、この神社は寛文五年（一六六五）に建てられ、たびたび再建されてきて、今日あるものは享保十二年（一七二七）建てられたものであるという。大変立派な金屋子神社であり、安来市広瀬町にある本社の金屋子神社を除いて例を見ないほど堂々たるもので、田部家が松江藩におけるたたら製鉄業者の代表的存在であることをよく示している。その後、この神社には元文五年（一七四〇）現存する鳥居が

立てられる。鳥居には田部家一〇代といわれる「田部長右衛門元年」と十一代といわれる「田部祖右衛門正信」の銘が刻まれている。享和二年（一八〇二）には石燈籠が奉獻されているが、田部家の屋号である「前綿屋」奉獻、と刻まれている。向かつて右の石燈籠には、「杉戸かじや」の大工、左下の名前が二人づつと、手子一人の名前、さらに菅谷鉦の村下三人の名前が刻まれている。向かつて左の石燈籠にも大工、左下、手子の名前が刻まれている。

この金屋子神社の整備過程を考慮するとき、享保十二年（一七二七）から享和二年（一八〇二）に整備され、充実した神社になっており、それは田部家がたたら的大量生産体制を確立し、経済的にも地域に対しても大きな影響力を持つようになった時期と推測することができる。田部家の経済力が金屋子神社の整備と充実を可能にしたということが出来る。

菅谷たたらは享和元年（一八〇一）「酉正月より同盆切諸勘定目録」（鉄の歴史村博物館蔵）によると、半年で三十四回操業しており、うち三十一回は四日押しとなっており、炉の築造を含め一回操業あたり五日間かるとして、年間六十八回操

業と換算すると、真夏を除き、ほぼ一年中休み無く操業していることになる。

半年間の産鉄内訳を見ると、一二四三駄二七貫の生産の内、八六四駄（七〇％）は銑であり、七六駄一五貫（六％）が鋼、三〇三駄一二貫（二四％）が鉾となっている。このほか雑鉄一四七駄三貫四〇〇目がある。雑鉄を含めると、一三九一駄となるが、一代（一回の操業）につき四二駄三分の生産となる。これは幕末の生産力とほぼ同じであり、享和元年（一八〇一）には、年間ほぼ休み無く操業し、大量生産体制が確立していることを示している。

同じ年の杉戸鍛冶屋丸一軒の正月から七月十五日までの半年間の生産状況を「勘定目録」から見ると、地鉄五五七駄二二貫を使い、吹き日数二二二日六吹きで、小割鉄四〇一駄を生産している。先の菅谷たたらは生産力からすると、菅谷たたらは生産した銑や鉾を小割鉄に製品化するには、鍛冶屋三軒が必要であることがわかる。

二 櫻井家のたたら製鉄業

櫻井家において、たたら製鉄に従事する労働者の居住地である山内がいつ成立したか明らかではないが、櫻井家の現存する南土蔵が建てられたのは享保二十年であり、母屋は元文三年に建築され、今日まで居住されている。櫻井家の鑪場で、創業時期、場所のはっきりしている最も古いものは、上阿井の伊弉冊鑪いざなみたたらであり、享保六年から同十三年まで操業している（「旧記」）。これらのことから、享保年間に上阿井の内谷で大規模なたたら操業がおこなわれるようになり、山内もこの時期に成立したと推定される。櫻井家には寛保二年の「仁多郡上阿井村鉄方鍛冶屋者亥宗門御改目録」が残されている。宗旨人別帳は鑪鍛冶屋主によって作成された。櫻井家は、享保十一年の「鉄方方式」によって鑪一ヶ所、鍛冶屋一軒を許可された。鑪場は、この時以来、伊弉冊鑪、猪子原鑪、奥湯谷鑪と数年ごとに替えられているが、鍛冶場は初期においてその位置がはっきりしない。安永三年にはじめて上阿井村内谷鍛冶屋一軒を許されたことがわかる（万延元年「系図并代御称美寸志上納勞錢鑪鍛冶屋御免場所替書出」）。内谷鍛冶場は天明三年まで一〇年操業して中断し、寛政二年再び許さ

れて、文化八年まで二二年操業し再び中断している。しかし一方で、安永九年に同じ上阿井村内谷で新鍛冶屋一軒を許され、これは幕末、近代以降まで操業している。つまり櫻井家は享保二十年南土蔵を建てたころには上阿井村内谷を住居だけではなく、たたら製鉄業の核にしていたと思われる。従って鍛冶場は母屋と共にあつて場所を替えず、鑪場は周辺の木を伐りつくすと共に替えていったのである。横田の絲原家はこれと異なり、天明八年以降、雨川村雨川鑪は母屋と共にその場所を移ることなく、鍛冶場を転々と替えている。

ところで、櫻井家のたたら製鉄の拠点が上阿井村内谷に固定すると、当然山内もその近辺に成立する。櫻井家に所蔵されている山内の宗旨人別帳で最も古く完全なものは寛政六年の「従寺方宗旨證拠帳」三冊である。これは「仁多郡上阿井村鍛冶屋主源兵衛」と組頭祐左衛門、下郡四郎左衛門が連署して藩に提出している。それを集計したものが第一表である。この時点における山内の規模、家族構成、宗旨がわかり興味深い。五五家族、一八七人が上阿井村山内の居住者である。一人者は一一人であるから、四四人が女房、子供や親、兄弟

などの家族と生活している。なぜか女房がおらず、子供や親、兄弟と一家をなしている者が三二人もいる。女房と離縁したか先立たれた者であるが、やや多すぎる。しかしながら山内の鑪者、鍛冶屋者といわれた労働者は多く家族持ちであったことがわかる。

その後、櫻井家の上阿井村山内の人口は徐々に増大し、天保二年三一七人、同三年三三六六人、文久三年には四〇一人と拡大している。寛政六年から文久三年まで六九年間で山内人口は二倍以上になっているのである。たたら製鉄は幕末にはかなり需要を増大させていった。櫻井家の鉄は、近世中期にはその多くを大坂へ出荷していたが、幕末には北前船によって北陸、東北方面へも出荷するようになった。年次が明確でないが、幕末、櫻井源兵衛直昇、同録三郎の時代（のちに三郎左衛門、さらに三郎右衛門と改称）、櫻井家は福井の九頭竜川河口右岸の三国湊に店を構えていた宮腰屋に鉄を販売しており、その仕切状が二〇〇通以上櫻井家に残されている。なかには一回の取引が千両、二千両のものもあり、櫻井家の鉄が盛んに北前船により運ばれていったことを示している。そ

の交易を支えたのが、山内労働者による大量生産であった。

ところで、櫻井家には山内住人の「宗門放證文」と「宗門受取證文」が合計一七四通残っており、これが一冊に綴じられている。これによって文化二年から嘉永二年までの四四年間の山内人口流動性を知ることができる。「宗門放證文」は、山内から出ていった者を宗門人別帳から除くことを庄屋に届け出たものである。「宗門受取證文」は山内に新たに入ってきた者を宗門人別帳に加える旨庄屋に報告したものである。一七四人のうち、一一〇人が山内から出ている。山内を出た理由をみると、結婚（女性）五八八人、養子一〇人、離縁五人、家族共引越一四人、一人引越七人、「勝手ニ付引越」三人、「行方不知」一三人である。結婚のため山内を出ていった女性の多くは、近隣の村へ嫁に行っている。しかしなかには備後国恵蘇郡森脇村や和南原村へ、さらに能義郡の広瀬藩上山佐村、鳥取の日野郡萩原村へ嫁に行っている者もある。備後国恵蘇郡は櫻井家が出雲国へ入国以前に居住していたところであり、広瀬藩は松江藩の分家であり、比較的抵抗が少なかったであろう。日野郡はたたら製鉄の盛んな所であり、なんらかの

縁があつたのであろう。

山内に入つて来た者六四人の内訳をみると、鉄方鍛冶屋者との結婚（女性）三七人、養子一人、離縁して帰つた者七人、鍛冶屋者として山内に入つた者三人、その他六人である。

山内を出た者一一〇人のうち七六人が女性であり、うち五人は結婚のためである。また山内に入つてきた者六四人のうち女性は四八人で、うち三七人は結婚のためである。

ところで、文化二年から嘉永二年までの四四年間で、山内から出ていった者が入つて来た者よりはるかに多いのはなぜだろうか。寛政六年から天保二年までの山内人口は一三〇人もふえ、その後もふえ続けているのである。生産の拡大によつて二、三男を新たに山内鍛冶屋者に抱えこむことができたと考えられる。

ともあれ、鉄方鍛冶屋者の所へ近隣の上阿井村、下阿井村、さらには三沢町、また備後国恵蘇郡の和南原村や大内村からも嫁に来ている。山内と村との交流はごく自然におこなわれるようになっていたことを示している。

三 石見の藤間家におけるたたら製鉄業

石見地方においてもたたら製鉄業は盛んであった。江の川沿いの天領には天保八年（一八三七）、一七のたたら場が確認されている（『出雲と石見銀山街道』）。そのうち、年間銚定高二〇〇〇駄以上のものが三カ所あり、四〇〇駄という小規模のものも四カ所あつて、大小さまざまであることがわかる。大規模なたらの代表格の三カ所は、江津市川平町の恵口御たたら、邑智郡川本町の土居原たたら、南佐木たたらである。

浜田市の金城町一帯にも多くのたたらがあり、明治一五年の絵図で一〇カ所を確認することができる（金城町歴史民俗資料館）。その中の田の原たたらは、高殿一三二坪、詰所三六坪、山内労働者の住居八件、七八坪であり、かなり大規模なものである。一方、八ツ木の太北谷たたらは全坪数八七坪の小規模なものである。

これらのたたらを操業していた鉄師には出雲と異なり、さまざまのタイプの者がいた。川本の土居原たたらの経営者川上家（『川本町誌』）や邑南町矢上の三宅家は、やや出雲の鉄師と似て大規模なたたら経営者である。

一方、江の川沿いのたたら経営者の中には、美郷町潮の中原家（二多郷たたら）や江津市桜江町の中村家（瀬尻たたら）のように江の川の舟運を利用して鉄の間屋を営みながら一方でたたらをも経営していたと思われる者もいる。

さらに浜田市金城町一帯や飯石郡に多い小規模たたらは、年間を通して操業するのではなく、農間余業的に操業するものであったと思われる。

このように石見地方のたたら経営はこの三つのタイプに分類されると思われる。ここではそのうち、問屋兼業のたたら経営者であった邇摩郡仁摩町宅野の藤間家についてみてみたい。藤間家は宅野港にあつて、廻船業を営み、また宅野に大規模な達水たたらを経営していた。石見銀山資料館に所蔵されている藤間家関係史料（森山家文書）には幕末から明治にかけての間屋史料とたたら史料が多数残されている。それらの中の「仕切状」から、「越中伏木」「羽州本庄」「羽後酒田」など、東北、北陸などへ盛んに銑を販売していることがわかる。また、肥前島原の大湊への「送状」もある。また、「伯州淀江」など鳥取との取引もある。鍛冶屋で製品化した割鉄で

はなく、銑をそのまま販売しているのが特徴である。いまひとつ注目すべきは、淀江などには銑を販売する一方、多くの砂鉄を購入しているのである。藤間家は地元でも砂鉄を購入したのであるが、砂鉄が山間地で採集されるため、港に立地している藤間家は、多少遠くても船を利用して砂鉄を購入していたのである。廻船は手船の場合と他人の船に運送してもらっている場合の二通りがあつた。

藤間家たたらは「達水たたら」といい、前述した天保八年（一八三七）の銀山御領江の川沿いの一七たたらにも「宅野たたら」として記されている。このときの「銑定高」は一九〇〇駄であり、かなり大規模なたたらであつたことがわかる。このたたらには天明四年（一七八四）の「宅野村達水鉄山所掟書」がある。ただし、石見銀山資料館に残されている史料はコピーであり、現物の文書ではない。現物史料の所在が不明であるが、コピーとはいえ、「掟書」の内容には充分信憑性があり、本文の最後にその全文を紹介しておいた。

「山内掟」については、『鉄師絲原家の研究と文書目録』にも幕末の史料と思われる「山内申渡頭書事」などが紹介され

ている。また、『櫻井家たたらの研究と文書目録』所収の拙著論文「櫻井家たたら製鉄における山内の成立と展開」では、元治二年（一八六五）の「史料」である櫻井家榎原たたらの「山内定法書目」全文を紹介した。

ここに紹介する藤間家の「達水鉄山所掟書」は、天明四年（一七八四）のものであり、櫻井家榎原たたらの「山内定法書目」よりも六一年も早い時期のものである。しかも、天明四年といえど『鉄山必用記事』（『日本庶民生活資料集成』第十巻）の成立した年である。『鉄山必用記事』には「罪科を糾明し、死罪をこそ行わぬ縛り打擲、首かせ、手かね、あし械、籠舎等追払、家財欠所、鉢屋へ預る坏の事有に依て、鉄山師の心儘に是を行ふへし」などがあり、また「凡て鉄山者諸方のあるれ者計の集りによる物なれば、元小屋より万端を厳敷不申付ては難成就物也」と記してある。これらの記述から山内の労働はかなり厳しく、山内者は後々まで鉄師への隷属的な存在であった、というイメージができてしまった。もちろん、時代と共に変化していくものであり、近世後期に山内者がどのような存在であったかは今後検討を要する。この藤間

家の「掟書」はここでは分析検討する余裕がないので、あらためて検討することにし、検討材料の一例として史料全文を紹介する。

第1表 寛政6年
櫻井家鉄方鍛冶屋者宗旨別家族・人口

宗旨	家族数	男	女	計
禪宗	6	13	5	18
法華宗	2	3	1	4
真宗	47	106	59	165
計	55	122	65	187
内女房持				12
一人者				11

寛政6年「従寺方宗旨證拠帳」三冊による。

(史料・山内掟)

大田市宅野・藤間家文書

「天明四年辰正月

宅野村達水鉄山所掟書 藤間重栄」

掟

一元方

山内示方 山川船手取引 両替方

下内賃扶持定 諸値段物甲乙 諸駄賃増減

内方諸貸付物

此分都而元方了簡を以可取計、尤諸取引之内丁錢三拾貫文、

丁銀三百目以下之諸払者随分元方存寄二可取扱也

一手代

諸帳面引請 毎日米錢諸払方 諸人足書留

下内月勘定 拾銚鋸改方

此分有来り之儀者手代了簡を以可取計、尤新規出来之儀ハ

何事ニ不限元方江相談之上可相決也

一村下

吹夜中示方 鑪内預り

此分村下了簡を以可取計、都而何事ニ不限一了簡ニ而不相済儀有之者元方内山配江可及相談也

一山配

山子出シ入 山買入 焼入炭仕入

買山代払方

此分山配了簡を以取計、都而山方ニ掛り候儀ハ山配存寄りニ可致、勿論新規出来之節ハ元方江可相談也

一内山配

諸人足遣 番子小仕事 斤量方

諸寄り物請取 船廻シ物受取 山内修理破損所

諸遣道具引請 山内世帯道具引請

此分内山配了簡を以可取計、此上格別際立候儀ハ元方江可

申談也

一手廻り

諸人足雇出シ 諸駄賃方 浜中衆方

小使方

此分手廻り了簡を以諸事請引可申也

一 添山配

山方吟味 諸方催促方

此分添山配より相勤、勿論山配ニ立替り可申也

右之段銘々之役分大切ニ相守、相勤可申、若右之内不埒之取扱候者当人之可為越度者也

本主江可伺品之事

一 御公儀より被仰出候品之事

一金屋子神祭祀之事

一村方諸勤方之事

一 鉄銚米方売買之事

一 為替方取引之事

一元方他出之事

一 両職人交代之事

一 鍛冶屋廃止并大工交代之事

一 用人之内出シ入之事

一 丁銀三百目、丁銭三十貫文以上取引之儀者何事ニ不限可伺事

右之條々本主江可窺之、此外少分之事たりとも新規出来ニ而、都而無例事者随分元方より可及相談也

用人掟之事

一元方より手代ニ至約束ニ而も病氣或ハ諸用ニ差掛り可勤品ニ立替り、其外手伝之儀者元方手代ハ随分助合ニ可相勤、勿論手代より添山配までハ右ニ準シ可相勤事

一元方他出之儀一日之事たり共、本主江窺之可申、手代以下ハ三日之他出までハ元方了簡ニ而可免之、三日過候他行ハ元方より本主江可窺之事

一 毎日諸請払勘定ハ手代引請ニ候得共、右勘定相済候迄ハ当日相勤候用人之内、尅人も私用ニ差掛り申間舗、尤日算用方相済候以後ハ申合之上ニて留守居相究銘々可為勝手事

一 用人之内私用有之、夜歩行いたし候とも、尅人茂山内をはなれ外様ニ寝止り無用之事

一 用人之内ニ而法外之取計有之候得者、当人ハ不及申ニ元方より添山配迄銘々之越度ニ相成候條可得其意事
一世間休日ニ候共、掛り合之用談有之候節、銘々勝手之私用

相勤間敷、勿論右之段ハ平日心ヲ用、手違之時分見合ニ随分私用可相達事

右之條々用人中和談いたし可相守、尤銘々役分之儀ハ外ニ役割相極置条可得其意候也

禁法之事

一火ノ元用心之事

一博奕都而掛ケ物之諸勝負ニ不限無給勝負事迄一切停止之事

一往来者山内江出入無用之事

一山内ニ而木頭等一向不可焚事

一村内之者たり共無用之人々為入込候儀急度無用之事

一鑪内ニ而拾銑鋸一切無用之事

一吹夜之内御神酒之外禁酒可致、勿論銘々仕業ニ懸り居り候

内、一向飲酒不相成事

一鑪内木屋方都而山内ニおいてくわへきせる急度無用之事

一諸人相集り猥りニ打騒き候儀堅無用事

一夜半以後要用有之候共、山内出歩行候儀堅無用、若不相叶

急用ニ差懸り候者用人之内江相窺出入可致事

右制禁之條急度相慎相守可申、勿論山内入口三ヶ所ニ高札建之候通可得其意候、万一右ヶ条之内相背候者有之者当山内定法を以急度可取計者也

下内之掟

一諸用ニ差懸り喧嘩口論いたし、其日之役分ニはづれ諸用之差支ニ相成候得ハ、喧嘩之理非相分り、たとへ理分之者たり共、急度可為越度事

一籠り之前夜ニハ早く寝、銘々職分之差支ニ不相成様可致事

一下内之者共薪ハ内々入次第ニ為焚候之間、随分心懸ケしまつニいたし、割木ニいたし候者、木くづ等念入拾ひ上ケ、

焚可申事

一山内江他所者入込候内、通り懸り之鉄山者ニ而山内ニ知人有之者ハ其知人より内山配江窺之、変事引請候者一夜之滞留ハ可免之、尤二夜之滞留ハ決而不相成事

一立間ニハ随分氣を附、小仕業等精出シ可相勤、病氣ニ

而小仕業ニ不出者ハ其旨内山配江可相断候、万一我俣ニ

休息いたし度様申立、内山配不機嫌ニ候得者虚病を構

候族有之候ハ、急度遂吟味、当山内定法を以可取扱事

一下内之者共勤来候内、他国他領或者外鑪格合を申立候族も有之候得共、此儀一向不取上、当山内江入込候者ハ当山之定法ニ可取行条可得其意事

一米貸渡之儀ハ内山配遂吟味、前貸等一向不致、仕懸ケ取之定法急度相究置候得者、其分相心得可申、若又妻子等引連増米入用之儀有之者、内々其心得ニ而相勤可申、尤米貸高之儀ハ兩職人除之、其餘之者ハ高五升之外急度不相成、假令多人數ニ而飯米餘分入用ニ候共、六月五升之割合之外、一向貸付不申事

一錢貸之儀二季之前貸等いたし候節ハ、元方、内山配、村下右三人之者共見計ひ、三人共得心之上ニて貸付可申、勿論内々小遣等入用之節者右三人之内江借り人より可相断、其節ハ得と勤方見合、其人相応之儀申出候者右之用人了簡を以可取扱事

一毎月小役塩壺升ツ、下内之者江相渡候内壺人住之者ハ喰はなちニ致候之間、得其意、平日心ヲ付、餘分不入様可致事
一塩壺升代錢貳拾文、茶壺斤代錢四拾文、茶壺升代錢十五文、夜食札壺枚代錢拾貳文、此分ハ定法値段相究候得ハ、世間

値段高下有之候共、決而甲乙無之事

一山内ニ而妻子有之者共、其妻子之変事申立、諸用断申族有之候共、一向取上ケ不申事

一小仕業ニ出候者毎日朝早天より勘場へ罷出、可相勤役分請取之可申、尤病氣ニ而得不勤者ハ、朋輩妻子ニ而も其旨為取次、相断可申事

右之趣相定置條得其意、若相背者ハ内山配了簡を以急度相糺、当山内定法ニ可取行候、尤右之外何品ニ而も立間勤之儀ハ内山配より致吟味、我俣ケ間敷儀有之者、一切自由ニ可致、此旨本主より差免条可得其意者也

吹夜之掟

一鑪吹立之事

元方、村下、内山配相談之上、諸事見計ひ吹立可申、

安合悪敷出鉄ニ致度時ハ、右三人共申談之上ニて可取計之一吹夜中掟之事

吹夜中之儀ハ何連村下之存寄ニいたし、下内之者とも我俣相働候者、村下より急度申付、鑪内ニ而不法之儀出来候得

ハ村下分之者可為越度也

一 村下職之事

村下ハ鑪内之司ニ候得ハ、安合惡敷外、之者より故障之筋相働候共、村下之為不念間、其旨相心得、随分吹夜中ハ心を付、少シも鑪内を離れ不申候様、諸事可取計之

一 炭坂職之事

炭坂ハ片側受取候得ハ、村下之下知相守、村下ニ立替り、鑪内不法之取計無之様可致、村下之不念ニ相成候筋有之候時ハ、炭坂江も其咎随分相懸り可申也

一 炭焚業之事

炭焚ハ両職人之間を受取候者ニ候得ハ、双方共ニ役分大切ニ相務、并番子共吹踏様惡敷候者無用捨可申付、若相背不法之儀申掛候者有之者、其旨両職人江申達、急度吟味可致也

一 番子業之事

番子ハ吹夜中之儀ハ吹踏候事、專其業ニ候、随分無断絶丁寧ニ可相勤候、近頃不法之族有之、夜ルハ吹ノ上ニて寝り、或ハ不用足拍子を取、其外替り番之節、

起キ兼、再三被起候儀甚不埒ニ候、右様之者有之者炭

焚より心を付、手前炭務共ニ双方より致吟味、横着

無之様可取計之

一 小鉄焼業之事

小鉄焼ハ両職人了簡を以相立、焼木等随分不入様焼立候而両職人江渡シ可申、尤番子小役之儀ハ小鉄焼致吟味、横着無之様可取計、勿論小炭等餘分無之様可致也

一 上釜土拵方之事

上釜土ハ小仕事尅人役ニ相定、番子之内格番ニ申付候間、随分念入拵立可申、若土拵の惡敷籠り之朝、間ぬけ有之候ヘハ、尅人役之仕業惡敷無役ニいたし候、此分相心得、土拵相済候ハ、用人之内江見分為致下知ニ随ヒ可申也

一 籠之朝仕掛之事

籠り之朝ハ起シ番より相廻り一応起シ候者随分無如才起キ可申、若一応ニて起キ不申候共、再起シ致間敷、其旨不心得之族有之籠り之間ニ合不申候得ハ不捨置、遂吟味定法ニ可取行、為其前夜二人しらヘ可致候、万一起シ廻り之節、

返答無之節、其分ニ差置候得ハ起シ番之者可為不念、此段銘、相心得鑪江寄り集り、早々仕掛ケニ取付可申候、勿論仕掛ケ吹之儀ハ夜ノ吹一計より式計間有之候得ハ夜食札壹枚可差出候、三計より四計間ニ同式枚、右割合を以夜食札可相渡也

一 押道具改方之事

押道具ハ兩職人より改之、不用之人ニ用立申間敷、尤鑪内より外江出シ不申、若紛失有之候得ハ兩職人ノ可為不念、勿論損シ候節ハ元方江申達、小鍛冶江為直可申、大損シ候而不被用物有之者、其替り道具請取之、古キ分ハ何ニ而も勘場江持參可致也

一 流銃之事

流銃之節ハ勘場へ通達可致、尤夜分ニハ鑪内江勘場より壱人宛相談候得ハ其人江可申達、湯坪江余り之流銃或ハ加らみニ交り候分共ニ皆、氣を付、拾上ケ可申、若右品ニ付不埒之儀有之候得ハ、兩職人炭焚之為不念之間、可得其意候也

一 番子小役之事

番子ハ吹夜中小役として一日ニ小鉄十六荷宛鑪江荷ひ上ケ

可申、兼而小鉄焼より右之段相改候得ハ随分輕ク無之樣負籠ニ計り切負ひ上ケ可申、右定之内一荷ニ而も不足いたし候得ハ其人賃錢之内ニ而右丁物引落シ可申、尤籠り付之小鉄ハ拾式荷之辻勘場より上ケ可申也

一出鉄朝之事

出鉄之朝ハ兩職人より氣を付、不埒之働無之樣可致、尤湯絞りハ職人炭焚之内より可致、定法之賃錢相渡候間、無如才樣可相勤也

一 塗土灰拵方之事

塗土灰ハ毎夜床廻り、番子より相勤候、随分氣を付、双方共ニ内々灰仕道具拵立可申、右賃錢として三日押四日押ニ不限一夜ニ錢四拾八文宛相渡申候、若吹夜中ニ灰仕道具之内不足ニて間ニ合不申候得ハ床廻り之可為不念也

一本竈土拵方之事

本竈土ハ床廻り番子之外より相勤拵立可申候、拵立候者村下江申達、見分を請可申、竈塗立候節、土拵惡敷候得ハ土仕之可為不念也

一本竈塗立之事

本竈ハ村下之存寄りニ塗立候得ハ手伝之者共村下より諸事

差図を請可申、万事村下之定法ニ可致也

一竈焚之事

竈焚ハ出鉄之夜ニ而皆ミ草刈候得ハ諸事心ヲ付可申、随分念入一夜焚立候而、翌日能ミ竈囲いたし候得ハ、老人役ニ相成条、可得其意也

一焚上ケ之事

焚上ケハ竈之前ニいたし候得ハ、外ニ賃錢定法通遣之候也

一銑池改仕廻之事

池改ハ勘場よりいたし候得ハ鑪内より無構候、他仕廻之儀ハ四日押ヲ老人役として定法之賃錢飯米遣し候、尤三日五日ノ鑪者、右ニ準シ賃米相渡候也

右十九ヶ條堅ク相守、何連共村下之下知ニ随ひ、相務可申、右之内壺ヶ条ニ而も相背者有之ハ外江不及申談、村下了簡を以、如何様共入替自由ニ可致、本主より急度差免条可得其意候、此外一切吹夜中之儀ハ村下より心ヲ付下内之者共我俣無之様可取計者也

(注)

翻刻にあたり、「ヶ」は「より」、「更」は「事」としている。